

争議団総指揮者 和田武一  
解雇改工 山口貞則

外 男工 川辺金次  
三 石田茂作  
右

(四) 會社例  
社長 小泉良助

(ハ) 傍聴  
警察官及社員 八名

(三) 會見ノ模様

職工より先白提出ノ要求書ニ回答ヲ得ルヲ為メ  
社セリトノ末意ヲ告ケ社長人左ノ如ク回答セリ

(ニ) 解雇有否一ト年 幸徳、平日以後一ヶ月ヲ擧ス

毎三日月ヲ擧スノ要求ニ應ジ難シ本社ニ係リ  
ノ解雇有否アリテ之ヲ文送ス即ケ一ヶ月未悔一ヶ月  
以上一ヶ月ヲ擧ス毎二日月ヲ擧ス歟ヲ決ス

(一) 民法ニ規定スル解雇予告有否ニ適用スル法決  
ス

(C) 休業中ノ日迄全額支給ノ件ハ契約ノ基礎ヲ  
動搖セシメ且ツ就職ハニ悪影響ヲ與フルヲ  
以テ應ジ難シ

(D) 解雇有否中ノ要求ト認案トノ差額一ヶ月未  
悔三十日以上一ヶ月擧ス毎一旦休業中ノ日迄全額  
及解雇有否ニ對シテ帰仰旅費 独自者三十日  
要帶者三十日ハ金一封トシテ争議団ニ贈與ス  
但シ彼等歸國ニハ何等モ支給ヲ以テスルコトナ